



## 技術協力プロジェクト

2018年05月11日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

## 案件概要表

|           |                                                                                                                                               |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 案件名       | (和) 第三保健地域母と子のプライマリーヘルスケアプロジェクト<br>(英) The Project for Strengthening Primary Health Care for Pregnant Women and Newborns in Health Region III |
| 対象国名      | ドミニカ共和国                                                                                                                                       |
| 分野課題1     | 保健医療-母子保健・リプロダクティブヘルス                                                                                                                         |
| 分野課題2     |                                                                                                                                               |
| 分野課題3     |                                                                                                                                               |
| 分野分類      | 保健・医療-保健・医療-保健・医療                                                                                                                             |
| プログラム名    | 保健セクター強化プログラム                                                                                                                                 |
| 援助重点課題    | 貧困削減(格差是正)                                                                                                                                    |
| 開発課題      | 貧困層の生活向上                                                                                                                                      |
| プロジェクトサイト | 第3保健地域(サマナ県、ドゥアルテ県、マリア・ドリニーダ・サンチェス県、エルマナス・ミラバル県)                                                                                              |
| 署名日(実施合意) | 2012年12月17日                                                                                                                                   |
| 協力期間      | 2013年05月28日 ~ 2017年05月27日                                                                                                                     |
| 相手国機関名    | (和) 保健省公衆衛生局                                                                                                                                  |
| 相手国機関名    | (英) Secretary of Public Health and Social Assistance                                                                                          |

## プロジェクト概要

背景

ドミニカ共和国(以下、「ド」国)においては、妊産婦死亡率が出生10万対220(1990年)から100(2008年)に減少したが、依然として中南米・カリブ地域全体の平均85を上回っている(WHO、2010年)。さらに、5歳未満児死亡率が32(出生1000対、2008年)、低体重出生児の割合が11%(2005~2009年、UNICEF)など、母子保健指標が同地域の平均に比べ悪い状況にある。一方、産前健診の受診率(4回以上95%)、熟練出産助産者による出産率(98%)及び施設分娩割合(98%)(2005~2009平均、UNICEF)は非常に高いことから、死亡率が高い原因として妊産婦・新生児ケアの質の問題が指摘されている。具体的には国家標準ケアが医療現場で遵守されていないこと、医療従事者への現任教育の機会が限られていること、医療施設への保健行政機関によるモニタリングが行われていないことが認識されている。

妊産婦・新生児保健のケアの質の向上のためには、産前健診、分娩助産、産後健診と新生児ケアの一連の継続ケアが適切に提供される必要がある。「ド」国では、主に出産助産は病院にて、産前健診・産後健診・新生児ケアは地域保健ユニット(以下、UNAP)にて行われているが、其々の医療施設で提供されているケアの質にばらつきがあり、施設間の連携が円滑に行われていない。例えば、ハイリスクの妊産婦が産前健診でリスクが認知されないまま病院で出産を迎えるケースや、病院で出産後にUNAPにカウンターリファラルされていないことから産後健診と新生児ケアが提供されていないケースが多く発生している。また、妊産婦・新生児死亡が発生した際に召集される死亡症例検討委員会では、死亡症例検討結果を踏まえて改善策に係る提言が取り纏められるが、必ずしも実施されておらず、また検討結果が全医療施設の関係者で共有されていない事態が発生している。さらに、地域保健サービス局(以下、SRS)と地域保健サービス局事務所(SRS-GA)がUNAPの運営を担当している一方、県保健事務所(以下、DPS)はUNAPへの技術支援及び全国プログラムの実施を担当しているが、SRSとDPSの円滑な連携が課題となっている。

2004年10月から2009年10月までJICAは「サマナ県地域保健サービス強化プロジェクト」を実施し、プライマリーヘルスケア実施体制の強化、サマナ県DPSのモニタリング・指導能力の強化等を通じ、UNAPの地域保健サービスの向上に貢献した。同プロジェクトにおけるUNAPでの産前健診の受診率及び予防接種率の増加等の実績を踏まえて、本プロジェクトでは対象地域

を第三保健地域に 拡大させ、妊産婦・新生児ケアの質を向上させることを目標に、プライマリーヘルスケアの担い手であるUNAP人員の能力強化、UNAPに対するモニタリング・指導を行う保健行政の能力強化、UNAPと病院間のリファラル及びカウンターリファラルの改善等を支援する。

上位目標 第三保健地域の妊産婦および乳幼児死亡数が削減される。

プロジェクト目標 一次医療施設及びUNAPが提供する産前健診、産後健診、新生児ケアの質が向上する。

成果

1. 一次医療施設とUNAPの人材の知識・技能が向上する。
2. 地域保健サービス局及び県保健事務所の一次医療施設とUNAPに対するモニタリング・指導能力が強化される。
3. 地域病院・県病院・郡病院と一次医療施設（UNAP）間のリファラル及びカウンターリファラルが改善する。
4. 妊産婦・新生児死亡に関わる監査とフィードバックが改善する。

活動

0-1 ベースライン調査を実施する。  
0-2 妊産婦・新生児保健に関する保健行政及び保健医療サービスの現状を把握する。  
0-3 ワークショップを通じて「ド」国関係者にプロジェクトの目的、理念、デザインを周知し、「ド」国側の実施体制の構築促進を図る。  
0-4 エンドライン調査を実施する。  
1-1 研修講師を選出する。  
1-2 研修講師への研修のニーズアセスメントを実施し、研修内容を決定する。  
1-3 既存の研修マニュアル・教材をレビューし、必要に応じて作成・改訂する。  
1-4 研修講師に対して研修を実施する。  
1-5 UNAPの医師、看護師、ヘルスプロモーターへの研修の実施状況、研修マニュアル、教材について把握する。  
1-6 地域保健サービス局及び県保健事務所がUNAPの医師、看護師、ヘルスプロモーターへの研修のニーズアセスメントを実施し、研修内容を決定する。  
1-7 既存の研修マニュアル・教材をレビューし、必要に応じて作成・改訂する。  
1-8 年間研修計画を策定する。  
1-9 UNAPの医師、看護師、ヘルスプロモーターへの研修を実施する。  
2-1 地域保健サービス局行政官及び県保健事務所行政官への研修のニーズアセスメントを実施し、研修内容を決定する。  
2-2 既存の研修マニュアル・教材をレビューし、必要に応じて作成・改訂する。  
2-3 UNAPに対するモニタリングチェックリストの利用状況を確認する。  
2-4 UNAPに対する指導マニュアルの利用状況を確認する。  
2-5 行政官に対して研修を実施する。  
2-6 UNAPへのモニタリング計画を作成する。  
2-7 UNAPに対するアセスメントと指導を実施する。  
3-1 リファラル及びカウンターリファラルのガイドラインの利用状況をレビューする。  
3-2 各病院及びUNAPに対してワークショップを行う。  
3-3 地域保健事務所がリファラル及びカウンターリファラルをモニタリングし、実施促進を行う。  
4-1 妊産婦・乳児死亡症例検討委員会の実施状況を把握する。  
4-2 妊産婦・乳児死亡症例検討委員会の改善策を検討する。  
4-3 妊産婦・乳児死亡症例検討委員会の改善策を実施する。

投入

日本側投入

【専門家派遣】

長期:3名

・チーフアドバイザー:プロジェクトのリーダー的な役割を果たす。具体的には、プロジェクト活動・成果の保健省へのフィードバックや、プロジェクト活動では地域保健サービス局や地域保健事務所の管理能力向上に関する活動を行う。  
・母子保健:特に一次及び二次医療施設における産前、産後検診、乳幼児健診を含む母子保健サービス全般に関する技術支援を行う。  
・業務調整/健康教育:チーフアドバイザーらプロジェクト関係者の意見を確認しつつプロジェクト活動全体の調整を行う。また、健康教育を含めた啓発活動について、母子保健専門家と協調して展開する。

短期:必要に応じて派遣。

【研修員受入】

・必要に応じて

【機材供与】

・妊産婦・新生児保健関連機材、車輛等

【在外事業強化費】

・研修開催費

・マニュアル・教材作成費等

相手国側投入

・カウンターパート配置

・プロジェクト事務所スペースの提供

・ローカルコスト(カウンターパート給与、プロジェクト執務室の運営費、プロジェクト資機材維持管理費)等

外部条件

・母子保健政策に大幅な変更が生じない。  
・医療従事者に大幅な異動が生じない。  
・大規模な自然災害や政情不安が生じない。

実施体制

・保健省公衆衛生局

(1)現地実施体制

- プロジェクト専門家と協議し、活動方針の策定、活動全体のモニタリングを実施する。
- ・第三保健地域の地域保健サービス局(SRS)  
プロジェクトの詳細活動計画の策定及び実施を行なう。各県の地域保健サービス局事務所(SRS-GA)及びUNAP関係者に対する研修を実施する。
- ・各県の保健事務所(DPS)  
各県の保健所(UNAP)におけるモニタリングを実施する。

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

- ・サマナ県地域保健サービス向上プロジェクト(FAPRISAS)(2004～2009年)

(2)他ドナー等の

援助活動

- ・USAID: 優良母子保健センタープロジェクト(2009～2014年)  
10の国立総合病院を対象に、母子保健サービス向上のため、関係者に対する研修を実施する。USAIDプロジェクトは、病院を対象とし、本プロジェクトはUNAPを対象としていることから、両プロジェクトが連携することで、高い相乗効果が期待できる。USAIDプロジェクト関係者と意見交換を行なっている。
- ・PAHO: 子供の病気の統合的管理プログラム(AIEPI:2005年～)  
5歳未満の子供の病気について、予防、対処法について関係者へ研修を行なう。FAPRISASでも連携して活動を行なっており、本プロジェクトにおいても、連携して活動することで、相乗効果が期待できる。関係者と意見交換を行なっている。



## 技術協力プロジェクト

2017年04月28日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

## 案件概要表

|           |                                                                                                                                                 |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 案件名       | (和) 地方自治体計画策定能力強化プロジェクト<br>(英) Project on the Capacity Development for Efficient Planning and Development Management in the Province of Dajabon |
| 対象国名      | ドミニカ共和国                                                                                                                                         |
| 分野課題1     | ガバナンス-地方行政                                                                                                                                      |
| 分野課題2     |                                                                                                                                                 |
| 分野課題3     |                                                                                                                                                 |
| 分野分類      | 計画・行政-行政-行政一般                                                                                                                                   |
| プログラム名    | プログラム構成外                                                                                                                                        |
| 援助重点課題    | -                                                                                                                                               |
| 開発課題      | -                                                                                                                                               |
| プロジェクトサイト | サント・ドミンゴ、ダハボン県                                                                                                                                  |
| 署名日(実施合意) | 2011年10月01日                                                                                                                                     |
| 協力期間      | 2011年12月01日 ~ 2015年12月31日                                                                                                                       |
| 相手国機関名    | (和) 国境開発総局、経済企画開発省                                                                                                                              |
| 相手国機関名    | (英) DGDF, MEPyD                                                                                                                                 |

## プロジェクト概要

## 背景

ドミニカ共和国(以下「同国」)は1990年代以降、高い経済成長を遂げており、2009年には一人当たりの総所得(GNI)は4,550ドル(世銀)に達し、中所得国となった。しかしこれは観光業を主体としての経済発展であり、「ド」国の観光業は外資企業による開発が主体のため、国内産業や社会の発展と結びつきが少なく、経済成長の恩恵が貧困層にまで行き届いていない。サントドミンゴやサンチアゴ等の主要都市から離れるほど行政サービスを受けにくくなり、都市部と地方部の格差は著しく、貧困家庭の割合は都市部で29.6%である一方、農村部では50.9%に達している。特にハイチとの国境地域では、生産構造の脆弱さや基幹産業の欠如による雇用機会の不足、他地域への人口流出、そして農村部での基本インフラの未整備から市場へのアクセスが難しいことなど、開発への制約要因が多い。そのために、国境地域7県の貧困家庭の平均割合が66%と、他農村地域と比べても貧困度が高い状態である。

同国政府としてはこのような現状を踏まえ、国家としての効率的な開発の推進、国内格差是正のため、2005年から2008年にかけて行財政改革に関する法律、施行細則を次々と制定し、行政機関の組織や機能、行政手続きの見直しを行った。特に、2007年の「地方自治体法(Municipal Law)」(法律第176-07号)の制定により、地方自治体の役割を明確にし、地方自治体が各地域において主体的に開発計画を策定すると定めるとともに、同じく2006年に制定された「計画・公共投資法」(法律第498-06号)により、州、県、市の各レベルに設置される開発評議会を通じて、ボトムアップで市民から開発ニーズを国に吸い上げて、それを経済企画開発省(MEPyD)が取りまとめ、国家開発計画の策定と実施に係る全体調整の役割を担っていく法的な体制が整備された。国家開発計画(2010-2013年)では、2013年の達成目標として、すべての市において開発評議会を形成、機能させ、50%の市で開発計画を策定することを目標としている。

しかし、国境地域など地方部では人口1万人以下の市が大半であり、市職員が数人だけの場合も少なくない。また、4年毎の市長選挙により市長が交代すると、市の職員のほとんどが同時に替わってしまう状況にあり、市役所における継続的な知見、経験の蓄積が困難である。また、市職員の開発計画策定及び実施能力を強化するための研修もほとんど提供されていない。このため、これらの市では、中央政府の方針や計画に基づき、住民ニーズを的確に反映した市の中長期的な開発計画が策定できず、質の高い公共サービスの提供が行えない。さらに

国家歳入の10%が市に交付金として配賦されることになっているが、人口によって予算配分が決められるため、小規模の市では予算が少なく、それら経費も主に管理経費に使われ、公共投資事業にはほとんど活用されていない現状である。よって、同国政府では、こうした市での厳しい予算事情を踏まえて、市予算をより効率的に活用させ、効果的に住民に行政サービスを提供するため、今般、地方の開発計画策定、実施能力の強化、そのための持続的な支援体制作りを目的として、本件日本政府に対し要請を行ったものである。

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 上位目標      | 国境地域の各市・県 (Montecristi, Dajabao, Santiago Rodríguez, Elias Piñero, Independencia, Bahoruco, Pedernales) において、住民のニーズを反映した中期的な開発計画が策定され、実施される。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| プロジェクト目標  | ダハボン県で住民のニーズを反映した中期的な開発計画が効果的に策定され、予算が確保され、実施される。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 成果        | 1) 市および県レベルにおける開発計画の策定と実施に係る組織能力が強化される。<br>2) 中央政府各省庁の協力のもと、対象地域の市・県開発評議会と各省が連携して、開発プロジェクトの形成と実施のための、関係者間の仕組みが構築される。<br>3) 成果2で構築されたプロセス確立までの課題、成果事例、教訓が取りまとめられ、関係機関に共有される。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 活動        | 1-1 対象市及び県の計画策定・事業予算確保・実施能力(組織体制、財務、人材等)の分析を行う。<br>1-2 対象市及び県開発計画策定の必要性を、各市・DGODTが理解する。<br>1-3 対象市におけるベースラインサーベイ(住民の課題、ニーズ把握のための社会調査)を参加型にて実施する。<br>1-4 DGODTとともに、ダハボン県の各市で開発評議会の形成を支援する。<br>1-5 1-3に基づき、対象市で市開発評議会を通じて市開発計画(中期計画、年次計画)を策定する。<br>1-6 1-5で策定した市開発計画に基づき、年次計画を策定する。<br>1-7 1-5で策定された市開発計画に沿って、市の予算規模および中央政府各省の事業実施状況を考慮し、実施可能性・優先順位の高い開発投資事業について案件形成を行う。<br>1-8 DGODTとともに、ダハボン県の県開発評議会の形成を支援する。<br>1-9 1-5で策定した市開発計画をふまえ、県開発評議会を通じ県開発計画(広域優先事業リストを含む)の策定を支援する。<br>1-10 1-7で形成された案件のうち、市が事業実施に関わる開発投資事業に関し、市が行う実施モニタリングをDGODTとともに支援する。<br>1-11 1-2に基づき、現地、国内、第三国、本邦において、適切な研修を計画し・実施する。<br><br>2-1 DGODTによる市開発計画策定支援の現状、各省庁による公共投資プロジェクトの形成の現状把握、SNIPに関するDGIPの機能を把握する。<br>2-2 ダハボン県における本プロジェクトの取り組みを通じて、市さらに県の開発計画策定におけるMEPyD(DGODT、DGIP、DGDES)ならびに省庁の役割分担を検証する。<br>2-3 市ならびに県レベルの開発計画で確認された開発ニーズの実現に向けて、省庁による公共投資プロジェクトの形成と実施を、DGODT、DGIPならびに各省庁の計画開発ユニット(UIPyD)が協力して支援することを通じて、関係者(DGODT、DGIP、DGDES、省庁)の役割分担、公共投資プロジェクトの形成・実施のプロセスを検証する。<br><br>3-1 MEPyDと協力し、市及び広域優先事業リスト策定、実施、モニタリングに係る教材、マニュアルを最終化する。<br>3-2 関係機関と広くプロジェクトの経験を共有するためのワークショップを開催する。 |
| 投入        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 日本側投入     | ・専門家(チーフアドバイザー/参加型開発計画(30.5M/M)、公共投資システム(28.73M/M)、業務調整/研修計画(16.5M/M))<br>・本邦研修(地方行政分野、5人×3週間×3回)<br>・技術交換研修(ホンジュラス、グアテマラ等での参加型開発の事例視察、5人×3回)<br>・現地セミナー、ワークショップ<br>・ローカルコンサルタント備上<br>・機材(車両他)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 相手国側投入    | ・実施機関の職員配置(合計7名:MEPyDの3局、DGODT、DGDES、DGIP)、執務室他                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 外部条件      | ・ドミニカ共和国政府の地方分権化政策が変更されない。<br>・研修を受けた人材が定着する。<br>・参加型計画策定に係る政策に大幅な変更が生じない。<br>・対象市において、継続的に市開発計画の予算が確保される。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 実施体制      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| (1)現地実施体制 | ・経済企画開発省(MEPyD):<br>国土開発計画局(DGODT)(役割:地方自治体の計画策定への技術支援、助言、標準マニュアル策定)、<br>公共投資局(DGIP)(役割:国家公共投資システム(SNIP:National System for Public Investment)への事業案件登録と承認、案件形成策定における標準マニュアル、ガイドライン策定)<br>経済社会開発局(DGDES)(役割:マクロレベルでの国家計画の策定、実施モニタリング)<br>二国間協力局(DGCOB)(役割:二国間援助の窓口調整役)<br><br>・国境開発総局(DGDF)(役割:国境地域での開発事業促進、事業実施・運営監理)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

関連する援助活動

(1)我が国の  
援助活動

・開発調査「国境地域の持続的開発に向けた効果的プログラム運営管理能力向上計画調査」(2006～2007)

・ボランティア派遣(国境開発総局ダハボン県、エリアス・ピーニャス県事務所)

・個別案件専門家「援助協調アドバイザー」(2010年7月～2012年7月)

・UNDP ART-GOLDプログラム

(2)他ドナー等の  
援助活動